

# 肥後 洋一郎 GO! GO! HIGO JOURNAL ジャーナル

<http://y-higo.net/>
**2015年  
夏号**

## ごあいさつ

4月12日に実施されました大阪府議会議員選挙におきまして、厳しい選挙情勢のなか、多くの皆さま方に真心からのご支援を賜わり、2期目の当選をさせていただきました。人口減少や少子高齢化社会への対応は待ったなしであり、地方議員の果たすべき役割は一段と大きくなっています。議員力を更に磨き、「夢と希望あふれるまち・大阪」「人と地域が輝くまち・ねやがわ」の実現に向け、全身全霊で働いてまいります。今後とも肥後洋一郎に対する皆さまのご指導、ご支援を賜わりますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

大阪府議会議員 肥後 洋一郎

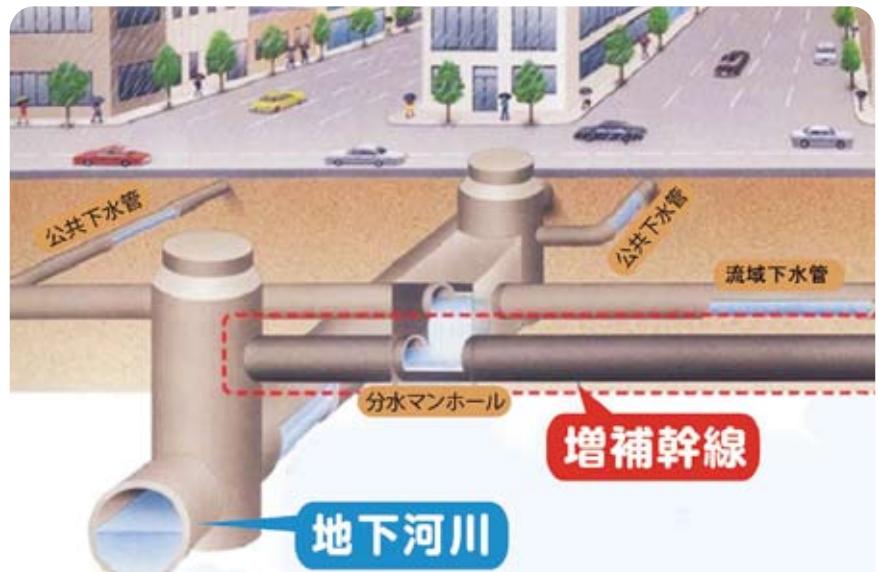


## この夏、寝屋川北部地下河川門真調節池が完成し、6月30日 下水道増補幹線との一体的な浸水対策が始まりました。

### つながる「地下河川」と「下水道」

浸水被害の軽減に大きな効果をもたらす寝屋川北部地下河川は、寝屋川市から大阪市都島区に至る道路の地下に建設されます。地下河川は、すべての施設が完成して初めて雨水を流す施設となります。完成するまでには長い年月を必要とします。

寝屋川流域の治水対策については2011年より大阪府知事に早期に整備することを強く求めてきました。その結果、この夏、寝屋川北部地下河川門真調整池が完成し、下水道増補幹線との一体的な浸水対策が始まります。



HIGO ジャーナル  
2011年秋・冬号

### 治水対策に万全を!



出水時の地下河川への放流と暫定貯留を目的としています。  
寝屋川市讚良立坑(外径40m、深さ48.8m)



寝屋川流域は、その大半は地盤が低く、雨水が自然に河川に流れ込まないため、繰り返し浸水被害を受けてきた浸水リスクの高い内水域です。

寝屋川流域の治水対策については、地下河川や下水道増補幹線などのハード対策を推進し、特に地下河川を流す施設として早期に整備することを強く求めました。

大阪府では寝屋川流域における浸水対策として、河川と下水道が一体となり総合治水対策を進めています。このたび、寝屋川北部地下河川門真調整池が完成、平成27年6月30日には、下水道増補幹線と一つにつながり雨水の貯留能力が大幅にパワーアップしました。これにより寝屋川市、門真市、大東市にまたがる約1,100ヘクタールの区域の浸水対策がおおむね完成し、浸水被害が減少します。今後は、現在工事中である大東四條畷増補幹線など、残る対策施設の整備を進め、一層の浸水対策を図ります。



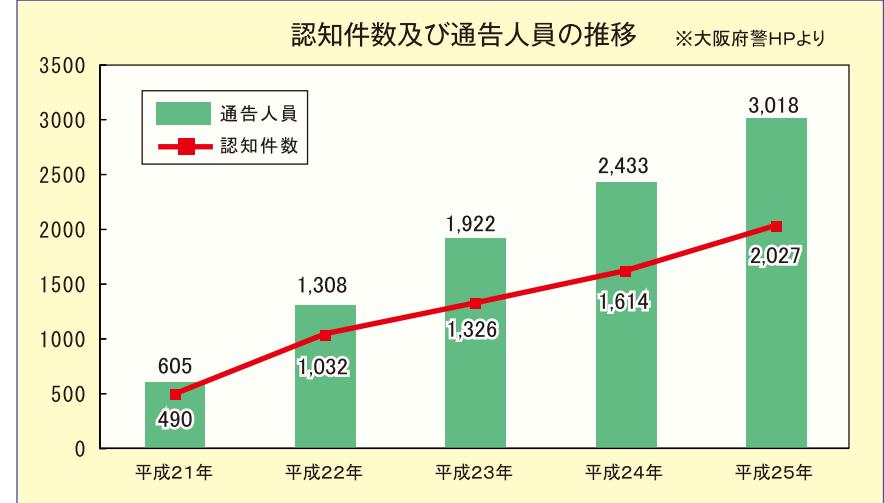
【地下河川門真調整池】  
延長: 2.9キロメートル  
内径: 5.4メートル  
貯留量: 約7万立方メートル

# 児童虐待の緊急対応体制を強化! 「子ども家庭センター」に夜間当直職員を2人配置

大阪府は、児童虐待に対応する「子ども家庭センター」6ヶ所のうち1ヶ所に、5月から新たに夜間当直の職員2人を配置しました。夜間に児童虐待の通報が入った場合自宅待機の職員が対応していましたが、当直の職員を配置することにより、迅速に対応することができるようになります。これまで職員が自宅に待機し、虐待通報が発生した場合、上司の指示のもと現場に駆けつけっていました。夜間当直職員を2人配置することで、現場に急行し、迅速かつ的確に対応できるようになりました。

▶▶ 2月の定例会で取り上げ実現しました。

平成27年7月1日（水）から  
児童相談所全国共通ダイヤルが  
3桁の番号になります。



## 【児童相談所全国共通ダイヤル】

虐待かも  
と思ったら  
いちはやく  
189番へ

189番にかけると  
お近くの児童相談所につながります。



自転車の安全利用を・・・ 2015年6月1日から「改正道路交通法」が施行されました。

日頃の移動手段として日常生活に欠かせない自転車。しかし、大阪府内での自転車対歩行者の交通事故件数は、10年前と比較して約1.7倍に増加しています。これまで警察常任委員会で、党大阪府本部が実施した8万人を超える「自転車安全利用に関する住民アンケート」結果を示し、自転車の安全利用に関する取り組みの強化を求めてきました。自転車の安全利用を促進するには、自転車の通行環境の整備をはじめ、学校での交通安全教育の実施、法令遵守のための自転車の交通違反に対する取締強化が何よりも必要であると強く訴えてきました。今後も引き続き、自転車の安全利用に関する啓発や取組みを強化していきます。

### 「自転車運転者講習制度」とは?

改正道路交通法の施行(平成27年6月1日)により、自転車の運転に関して、信号無視などの危険なルール違反を繰り返すと、公安委員会から自転車運転者講習の受付を命ぜられる制度です。

※ 公安委員会に講習の登録がある場合

一定の危険な違反行為をして  
歩行者について運転する場合等

2回以上

検挙又は事故を起こした  
悪質自転車運転者

※ 受講に従事しない場合  
5万円以下の罰金

3 自転車のハンドル等に傘スタンドを固定して運転したらどうなるの?

■ 傘スタンドを使用しての運転についての規定について

● 運転禁止 第5の危険な違反行為

自転車に傘スタンド等を装着した場合に、傘の組み立て等による運転の妨害となる場合は運転禁止となります。

● 運転禁止 第5の危険な違反行為

自転車に傘が付着し、他人に危険をあおいた場合(運転免許取消等)等は、他の行為の対象となる可罰性がある場合です。

● 大型自転車運転者講習 第1条第4号

(未就学の乗用又は荷物の運搬の場合は)  
自転車に傘スタンド等を装着した場合に、傘の組み立て等による運転の妨害となる場合は運転禁止となります。

● 運転禁止 第5の危険な違反行為

自転車に傘が付着し、他人に危険をあおいた場合(運転免許取消等)等は、他の行為の対象となる可罰性がある場合です。

● 大型自転車運転者講習 第1条第4号

(未就学の乗用又は荷物の運搬の場合は)  
自転車に傘スタンド等を装着した場合に、傘の組み立て等による運転の妨害となる場合は運転禁止となります。

● 運転禁止 第5の危険な違反行為

自転車に傘が付着し、他人に危険をあおいた場合(運転免許取消等)等は、他の行為の対象となる可罰性がある場合です。

● 大型自転車運転者講習 第1条第4号

(未就学の乗用又は荷物の運搬の場合は)  
自転車に傘スタンド等を装着した場合に、傘の組み立て等による運転の妨害となる場合は運転禁止となります。

● 運転禁止 第5の危険な違反行為

自転車に傘が付着し、他人に危険をあおいた場合(運転免許取消等)等は、他の行為の対象となる可罰性がある場合です。

● 大型自転車運転者講習 第1条第4号

(未就学の乗用又は荷物の運搬の場合は)  
自転車に傘スタンド等を装着した場合に、傘の組み立て等による運転の妨害となる場合は運転禁止となります。

● 運転禁止 第5の危険な違反行為

自転車に傘が付着し、他人に危険をあおいた場合(運転免許取消等)等は、他の行為の対象となる可罰性がある場合です。

● 大型自転車運転者講習 第1条第4号

(未就学の乗用又は荷物の運搬の場合は)  
自転車に傘スタンド等を装着した場合に、傘の組み立て等による運転の妨害となる場合は運転禁止となります。

● 運転禁止 第5の危険な違反行為

自転車に傘が付着し、他人に危険をあおいた場合(運転免許取消等)等は、他の行為の対象となる可罰性がある場合です。

● 大型自転車運転者講習 第1条第4号

(未就学の乗用又は荷物の運搬の場合は)  
自転車に傘スタンド等を装着した場合に、傘の組み立て等による運転の妨害となる場合は運転禁止となります。

● 運転禁止 第5の危険な違反行為

自転車に傘が付着し、他人に危険をあおいた場合(運転免許取消等)等は、他の行為の対象となる可罰性がある場合です。

● 大型自転車運転者講習 第1条第4号

(未就学の乗用又は荷物の運搬の場合は)  
自転車に傘スタンド等を装着した場合に、傘の組み立て等による運転の妨害となる場合は運転禁止となります。

● 運転禁止 第5の危険な違反行為

自転車に傘が付着し、他人に危険をあおいた場合(運転免許取消等)等は、他の行為の対象となる可罰性がある場合です。

● 大型自転車運転者講習 第1条第4号

(未就学の乗用又は荷物の運搬の場合は)  
自転車に傘スタンド等を装着した場合に、傘の組み立て等による運転の妨害となる場合は運転禁止となります。

● 運転禁止 第5の危険な違反行為

自転車に傘が付着し、他人に危険をあおいた場合(運転免許取消等)等は、他の行為の対象となる可罰性がある場合です。

● 大型自転車運転者講習 第1条第4号

(未就学の乗用又は荷物の運搬の場合は)  
自転車に傘スタンド等を装着した場合に、傘の組み立て等による運転の妨害となる場合は運転禁止となります。

● 運転禁止 第5の危険な違反行為

自転車に傘が付着し、他人に危険をあおいた場合(運転免許取消等)等は、他の行為の対象となる可罰性がある場合です。

● 大型自転車運転者講習 第1条第4号

(未就学の乗用又は荷物の運搬の場合は)  
自転車に傘スタンド等を装着した場合に、傘の組み立て等による運転の妨害となる場合は運転禁止となります。

● 運転禁止 第5の危険な違反行為

自転車に傘が付着し、他人に危険をあおいた場合(運転免許取消等)等は、他の行為の対象となる可罰性がある場合です。

● 大型自転車運転者講習 第1条第4号

(未就学の乗用又は荷物の運搬の場合は)  
自転車に傘スタンド等を装着した場合に、傘の組み立て等による運転の妨害となる場合は運転禁止となります。

● 運転禁止 第5の危険な違反行為

自転車に傘が付着し、他人に危険をあおいた場合(運転免許取消等)等は、他の行為の対象となる可罰性がある場合です。

● 大型自転車運転者講習 第1条第4号

(未就学の乗用又は荷物の運搬の場合は)  
自転車に傘スタンド等を装着した場合に、傘の組み立て等による運転の妨害となる場合は運転禁止となります。

● 運転禁止 第5の危険な違反行為

自転車に傘が付着し、他人に危険をあおいた場合(運転免許取消等)等は、他の行為の対象となる可罰性がある場合です。

● 大型自転車運転者講習 第1条第4号

(未就学の乗用又は荷物の運搬の場合は)  
自転車に傘スタンド等を装着した場合に、傘の組み立て等による運転の妨害となる場合は運転禁止となります。

● 運転禁止 第5の危険な違反行為

自転車に傘が付着し、他人に危険をあおいた場合(運転免許取消等)等は、他の行為の対象となる可罰性がある場合です。

● 大型自転車運転者講習 第1条第4号

(未就学の乗用又は荷物の運搬の場合は)  
自転車に傘スタンド等を装着した場合に、傘の組み立て等による運転の妨害となる場合は運転禁止となります。

● 運転禁止 第5の危険な違反行為

自転車に傘が付着し、他人に危険をあおいた場合(運転免許取消等)等は、他の行為の対象となる可罰性がある場合です。

● 大型自転車運転者講習 第1条第4号

(未就学の乗用又は荷物の運搬の場合は)  
自転車に傘スタンド等を装着した場合に、傘の組み立て等による運転の妨害となる場合は運転禁止となります。

● 運転禁止 第5の危険な違反行為

自転車に傘が付着し、他人に危険をあおいた場合(運転免許取消等)等は、他の行為の対象となる可罰性がある場合です。

● 大型自転車運転者講習 第1条第4号

(未就学の乗用又は荷物の運搬の場合は)  
自転車に傘スタンド等を装着した場合に、傘の組み立て等による運転の妨害となる場合は運転禁止となります。

● 運転禁止 第5の危険な違反行為

自転車に傘が付着し、他人に危険をあおいた場合(運転免許取消等)等は、他の行為の対象となる可罰性がある場合です。

● 大型自転車運転者講習 第1条第4号

(未就学の乗用又は荷物の運搬の場合は)  
自転車に傘スタンド等を装着した場合に、傘の組み立て等による運転の妨害となる場合は運転禁止となります。

● 運転禁止 第5の危険な違反行為

自転車に傘が付着し、他人に危険をあおいた場合(運転免許取消等)等は、他の行為の対象となる可罰性がある場合です。

● 大型自転車運転者講習 第1条第4号

(未就学の乗用又は荷物の運搬の場合は)  
自転車に傘スタンド等を装着した場合に、傘の組み立て等による運転の妨害となる場合は運転禁止となります。

● 運転禁止 第5の危険な違反行為

自転車に傘が付着し、他人に危険をあおいた場合(運転免許取消等)等は、他の行為の対象となる可罰性がある場合です。

● 大型自転車運転者講習 第1条第4号

(未就学の乗用又は荷物の運搬の場合は)  
自転車に傘スタンド等を装着した場合に、傘の組み立て等による運転の妨害となる場合は運転禁止となります。

● 運転禁止 第5の危険な違反行為

自転車に傘が付着し、他人に危険をあおいた場合(運転免許取消等)等は、他の行為の対象となる可罰性がある場合です。

● 大型自転車運転者講習 第1条第4号

(未就学の乗用又は荷物の運搬の場合は)  
自転車に傘スタンド等を装着した場合に、傘の組み立て等による運転の妨害となる場合は運転禁止となります。

● 運転禁止 第5の危険な違反行為

自転車に傘が付着し、他人に危険をあおいた場合(運転免許取消等)等は、他の行為の対象となる可罰性がある場合です。

● 大型自転車運転者講習 第1条第4号

(未就学の乗用又は荷物の運搬の場合は)  
自転車に傘スタンド等を装着した場合に、傘の組み立て等による運転の妨害となる場合は運転禁止となります。

● 運転禁止 第5の危険な違反行為

自転車に傘が付着し、他人に危険をあおいた場合(運転免許取消等)等は、他の行為の対象となる可罰性がある場合です。

● 大型自転車運転者講習 第1条第4号

(未就学の乗用又は荷物の運搬の場合は)  
自転車に傘スタンド等を装着した場合に、傘の組み立て等による運転の妨害となる場合は運転禁止となります。

● 運転禁止 第5の危険な違反行為

自転車に傘が付着し、他人に危険をあおいた場合(運転免許取消等)等は、他の行為の対象となる可罰性がある場合です。

● 大型自転車運転者講習 第1条第4号

(未就学の乗用又は荷物の運搬の場合は)  
自転車に傘スタンド等を装着した場合に、傘の組み立て等による運転の妨害となる場合は運転禁止となります。

● 運転禁止 第5の危険な違反行為

自転車に傘が付着し、他人に危険をあおいた場合(運転免許取消等)等は、他の行為の対象となる可罰性がある場合です。

● 大型自転車運転者講習 第1条第4号

(未就学の乗用又は荷物の運搬の場合は)  
自転車に傘スタンド等を装着した場合に、傘の組み立て等による運転の妨害となる場合は運転禁止となります。

● 運転禁止 第5の危険な違反行為

自転車に傘が付着し、他人に危険をあおいた場合(運転免許取消等)等は、他の行為の対象となる可罰性がある場合です。

● 大型自転車運転者講習